



# 自家発電ゼミナール 14

## 大気汚染防止法令の一部改正に伴う 自家発電設備のばい煙量等の測定等について

Q1

ばい煙発生施設に該当する自家発電設備は、大気汚染防止法令により、ばい煙発生施設としての規制を受けます。この大気汚染防止法令（大気汚染防止法、大気汚染防止法施行規則）の一部が改正され、平成23年4月1日（一部平成22年8月10日）より施行されたとのことですが、この改正の概要について教えてください。

A1

改正の概要は、次のとおりです。

### 1. ばい煙に係る改善命令等の要件の見直し（法第14条）

都道府県知事がばい煙排出者に対して行う改善命令等の要件が、次のとおり変わりました。

（変更前）

ばい煙排出者が、～～排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるとき



（変更後）

ばい煙排出者が、～～排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき

注. アンダーラインの部分が削除されました。

### 2. ばい煙量等の測定結果の改ざん等に対する罰則の創設（法第16条、法第35条第3号及び施行規則第15条）

ばい煙排出者に対し、ばい煙量等の測定結果の記録に加え、その記録の保存が義務づけられました。意図的に測定結果の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対しては、罰則（30万円以下の罰金）が設けられました。

#### (1). 測定の対象

測定の対象を排出基準が定められたばい煙発生施設とし、明確化されました。

これにより、排出基準を「当分の間、適用しない」とされている施設（小型ボイラー、非常用施設等）は、測定の対象外となり、測定する必要はなくなりました。（施行規則第15条第1項）

#### (2). 測定結果の記録及び保存

測定結果は、ばい煙量等測定記録表に記録し、3年間保存することとされました。

また、計量法の登録を受けた計量証明事業者から交付されたばい煙濃度等の計量証明書がある場合は、これをばい煙量等測定記録表の記録に代えることができることになりました。（施行規則第15条第2項第1号）

#### (3). 測定回数等

測定回数等は、次のとおりで変更はありません。

測定項目	測定対象		測定回数
硫黄酸化物	硫黄酸化物の排出量が10m <sup>3</sup> N/h以上の施設		2ヶ月を超えない 作業期間ごとに1回以上
ばいじん	ガス専焼ボイラー、ガスタービン、ガス機関		5年に1回以上
	上記以外	排出ガス量が4万m <sup>3</sup> N/h以上の施設	2ヶ月を超えない 作業期間ごとに1回以上
		排出ガス量が4万m <sup>3</sup> N/h未満の施設	年2回以上
有害物質(※)	排出ガス量が4万m <sup>3</sup> N/h以上の施設		2ヶ月を超えない 作業期間ごとに1回以上
	排出ガス量が4万m <sup>3</sup> N/h未満の施設		年2回以上
窒素酸化物	排出ガス量が4万m <sup>3</sup> N/h以上の施設		2ヶ月を超えない 作業期間ごとに1回以上
	排出ガス量が4万m <sup>3</sup> N/h未満の施設		年2回以上

※有害物質は、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、フッ化フッ素、フッ化ケイ素、鉛及びその化合物

#### (4). ばい煙量等測定記録表（様式第7）

硫黄酸化物の量の測定を大気汚染防止法施行規則別表第1備考2の方法で行う場合は、「排出ガス量」、「硫黄酸化物の濃度」欄が記入不要となり、代わりに備考欄に「燃料の硫黄含有率」、「燃料の使用量」の測定方法、測定結果を記載することになりました。

#### (5). 硫黄酸化物関係

これまで硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有量の測定が定められていましたが、これがなくなり測定の対象外とされました。

### 3. 事業者の責務規定の創設（法第17条の2）

新たに事業者の責務に関する規定が、次のとおり定められました。

#### （事業者の責務）

第17条の2 事業者は、この章に規定するばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようしなければならない。

この措置は、事業者の自主的な判断の下に実施されるもので、例えば、次のようなことが考えられるとされました。

- ・ ばい煙量等の自主的な常時測定の実施
- ・ 排出基準よりも厳しい自主目標値の設定
- ・ 施設の適切な維持管理の励行
- ・ 施設更新時の低ばい煙排出型施設への転換

## Q2

この大気汚染防止法令の一部改正により、非常用施設としての取扱いを受ける非常用自家発電設備については、法令上、ばい煙量等を測定する必要はなくなったのですか。

## A2

そのとおりです。従来は非常用自家発電設備にも、ばい煙量等の測定が義務づけられていましたが、法令改正により、測定の対象が排出基準が定められたばい煙発生施設とされたことから、測定を行う必要はなくなりました。しかしながら、ばい煙発生施設に該当する常用自家発電設備については、ばい煙量等の測定、測定結果の記録に加え、新たにその保存が義務づけられ、違反した場合には罰則が課せられることになりました。